大田区立西蒲田保育園
運営業務委託プロポーザル募集要項

大田区　こども未来部

保育サービス課

令和８年 11 月

Ⅰ　はじめに

区は、大田区立西蒲田保育園を平成 16 年 4 月に民営化して以降、公設民営園として同園の運営業務を委託してきました。

このたび、令和 9 年 3 月 31 日に同運営業務委託の期間が満了することに伴い、新たな運営事業者の募集・選定を行います。本業務の委託先選定にあたっては、現在の保育水準を維持しつつ、保育サービスの質のさらなる向上を図ることができる事業者を求めています。そのため、社会福祉事業への深い理解と使命感を持ち、保育園運営の豊富な実績を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定いたします。

Ⅱ　建物の概要

施　設　名	西蒲田保育園
所　在　地	大田区西蒲田三丁目 13 番 12 号
構　造	鉄骨造　地上 3 階建(保育所使用部分　1･2階)
面　積	保育所延床面積 1,082.13 ㎡（※1）
沿　革	昭和 45 年 6 月　　区立西蒲田保育園 開所 平成 16 年 4 月　　区立民営方式(※2)により運営開始
備　考	

※1 施設見学時にレイアウト図をお渡ししますが、セキュリティの関係上、事前配付及び閲覧は行いません。

※2 区の民営化手法のひとつであり、区が民間に運営業務を委託する（業務委託）方式。区から民間へ土地、建物を有償貸与し、私立保育園として運営する民立民営方式とは異なります。

Ⅲ　委託内容

１　保育園運営業務

（１）現在の運営方針

目　　的	児童福祉法及びその他関係法令等に基づいて、保育を必要とする乳児及び幼児のために最善の利益を考慮した保育を行い、こどもの人権を尊重し、家庭と力を合わせて健やかな育ちを支援する。
大田区の保育目標	こどもが現在(いま)を最も良く生き、望ましい未来(あす)をつくり出す力の基礎を培う。
運営及び 保育方針	＜基本理念＞ ⑴健康でたくましい子ども ⑵明るく思いやりのある子ども ⑶意欲を持って行動できる子ども ＜運営及び保育方針＞ ⑴保護者の勤労支援 ⑵園児1人ひとりを大切にした保育園づくり ⑶地域に根ざした保育園づくり ⑷人との関わりを大切にする保育園づくり ⑸時代の流れに対応できる保育園づくり ⑹子育て支援センターとしての保育園づくり ⑺保育園の公共性をしっかりと認識した保育園運営 ⑻安全で安心できる保育園づくり ＜園目標＞ 人との関わりを大切にしながら、豊かな心情・豊かな感性を育む

（2）現在の運営状況

開園日	月曜日から土曜日まで　（休園日：日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで）						
保育時間	標準時間　午前 7 時 15 分 から 午後 6 時 15 分 まで （最長 11 時間/日）						
	短 時 間　午前 9 時　から 午後 5 時　まで （最長 8 時間/日）						
延長保育時間 (※1)	午後 6 時 15 分 から 午後 8 時 15 分 まで						
認可定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
保育定員(※2)	17 (17)	20 (20)	24 (24)	24 (24)	27 (25)	27 (25)	139 (135)
月ぎめ延長保育(※2)	5(1)	5 (1)	5(1)	15 (2)			30 (5)
スポット延長保育(※2)	2			3			5
調理業務	☑自園調理 （ ☑自園 ☐委託事業者 ） ☐外部搬入						
附帯業務	☑延長保育 ☑障がい児保育 ☑乳児保育 ☑緊急一時保育 ☑休日保育 ☑地域支援事業 ☑年末保育						

※1　延長保育料金は区が徴収します。

※2　認可定員は現在の定員となり、周辺の保育需要等の観点から、今後変更となる場合があります。
なお、カッコ内は、令和 8 年 11 月 1 日時点の在籍児童数です。

（3）委託内容（委託要件）

① 準備業務委託

期間	契約締結日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで
経費	【委託経費】　17,300 千円程度 【対象期間】　令和 9 年 1 月中旬から令和 9 年 3 月 31 日まで 【対象経費】　引継ぎに要する人件費、事務管理費等 ※1 この金額は、事業規模を示す参考金額であり、契約時の予定額を示すものではない。 ※2 委託経費の期間に関わらず、必要な引継ぎについては、事業者決定後、順次開始すること。
委託内容 (別紙 1 のとおり)	準備委託期間の引継ぎ事項は次のとおりとする。 なお、引継ぎ期間中の控室は、事業者で確保することとする。 （保育園内でのスペース確保はできません。） (1) 職員の育成 ◆ 保育所の運営に従事する職員の確保を行うとともに、採用職員又は採用予定職員に対し、必要な研修カリキュラムを行うこと。 ◆ 当該園での活動内容を研修カリキュラムに盛り込み、現在の職員、入所児童及び保護者との十分なコミュニケーションを図る機会を設けること。 (2) 保護者等への引継ぎに関する情報提供 ◆ 区主催の保護者向け説明会に参加し、引継ぎや職員の採用状況について報告する他、必要に応じて要望等を聞く機会を設けること。 (3) 引継ぎ業務 ◆ 施設、備品、用品等の配置や管理状態を把握し、必要に応じて使用手順等を確認すること。 ◆ 行事への参加や移管に向けた準備会議の実施等を通して、児童の生活習慣や園生活の流れを把握するほか、発達状況、配慮事項等を確認すること。 ◆ 運営業務の開始までに、必要な名簿、台帳等の整備及び保護者との連絡手段の構築を行うこと。 ◆ 入所が内定した児童及びその保護者の希望に応じて親子面談を行うこと。 (4) その他 (1)～(3)に掲げる業務のほか、委託者は運営業務を円滑に実施するために必要な業務を指示することができるものとする。

② 保育園運営業務

委託期間	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで ※1 委託期間満了後は、運営状況に応じて再契約する。
委託料	【委 託 料】 270,000千円程度 【対象経費】 本事業の運営経費（人件費、事業費、事務費） ※2 この金額は、令和8年度公定価格を用いた事業規模を示す参考金額であり、契約時の予定額を示すものではない。各年度の予算の範囲内で措置する。
運営管理基準	保育所の保育事業に関しては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）、東京都保育所設備・運営基準解説（令和5年9月21日）等の関係法令等に適合するとともに、東京都の認可保育所指導検査基準を満たすこと。
委託内容	委託業務は、以下を基本とし、事業開始前に区と受託予定者で協議の上、決定する。 (1) 保育業務 ◆ 関係法令、通知などを遵守し、運営法人自らが運営すること。 ◆ 大田区の保育行政を理解し、積極的な協力に努めること。 ◆ 保育内容は「保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)」を基本とし、こども本来の発達・育ちを重視・支援する保育を実施すること ◆ 全体的な保育計画、指導計画のもと、こどもの最善の利益を考慮した保育を行うこと。 ◆ 保育内容を引継ぐことを基本とし、保護者の理解と協力を得ながら運営すること。 ◆ 年間行事については、現行の保育内容を継承することを基本とすること。 (2) 調理業務 ◆ 給食の献立は区が作成し、大田区の栄養士の指導に基づき受託者が調理を行う。 ◆ ただし、アレルギー対応献立は、大田区の基準を参考に、個別ケースに合わせて、受託者が作成すること。 ◆ 調理業務は、園内調理とすること。 ◆ 給食は、個人の発育状況や摂取状況等に合わせて提供するとともに、アレルギー児の食事・宗教食には十分に配慮すること。 ◆ 食材の調達は、地元業者から行うことを基本とすること。 ◆ 調理業務の委託は、「保育所における調理業務の委託について（厚生労働省発 平成10年2月18日付け児発第86号)」に基づき行うこと。 ◆ 食材については有害な食品添加物や遺伝子組換え品などを使用しないこと。 (3) 付帯業務（詳細は、本要項Ⅲ１（３）③を参照） ◆ 現在実施されている付帯業務の実施 ◆ 事業者変更に伴い新たに行う付帯業務の実施 (4) 保育所における感染症対策ガイドラインに対応した運営 • 保育所における感染症対策ガイドライン（令和５年５月一部改正）を参照すること。 (5) その他 ◆ タオル等の日常用品や寝具のカバー類等は継続使用とし、寝具等を買い換える場合も、引き続き園が無償で貸し出す等、新たな保護者負担を求めないこと。必要となる場合は、保護者説明会等で事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施すること。

<table>
<tr><td>職員配置</td><td>
最低限必要な職員の配置数は次のとおりとする。(※1)
なお、保育環境の維持向上のため、配置には職員の年齢や経験年数を考慮することとし、保育士と園児の関係に配慮し、年度途中での交代がない配置を基本とすること。
<table>
<tr><th></th><th>施設長（※2）</th><th>主任</th><th>保育士（※3）</th><th>調理員</th><th>栄養士</th><th>看護師</th><th>嘱託医</th><th>歯科嘱託医</th></tr>
<tr><td>常勤</td><td>1</td><td>—</td><td>21</td><td>5</td><td>1</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>非常勤</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>1</td><td>1</td></tr>
</table>
※1　上記の配置数は、東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例施行規則（平成24年3月30日東京都規則第47号）、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和8年4月8日付こ成保306・8文科初第172号）、民間保育所に対する運営費実施要綱（いわゆる、区加算配置分）の他、特別な支援を要する児童の対応として常勤保育士1名を含む。

※2　施設長は、以下の条件をすべて満たす者を配置すること。
(1) 他の施設と兼務しない者（本園の専任とすること。）
(2) 現に保育士資格を有していること。
(3) 令和9年4月時点で30歳以上であること。
(4) 令和9年4月時点で、認可保育所又は幼保連携型認定こども園（2号認定、3号認定の児童に対する保育に従事していた年数に限る。以下同じ。）における常勤保育士として同一施設で1年以上の勤務経験を有し、通算の経験年数が、原則として10年以上あること。
(5) 認可保育所又は幼保連携型認定こども園での施設長又は主任経験を有すること。

※3 常勤保育士は、以下の基準をいずれも満たし、人材派遣や非常勤職員の常勤換算ではなく、常勤の職員として就業規則の適用を受ける者を配置すること。
(1) 当該保育園の専任職員であること。
(2) 保育士資格を有すること（幼稚園免許等の資格は保育士資格としてみなしません）。
(3) 事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいること。
（1年以上の期間の労働契約を結んでいる者は可）
(4) 1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続勤務する者であり、当該事業所において、最も優遇された雇用形態（通常、「正社員」等と呼称されるもの）にあり、当該事業所における最大所定労働時間を設定されている者であること。
(5) 労働基準法施行規則第5条第1項第1の3号により明示された就業の場所が当該保育所となっていること。
(6) 社会保険の被保険者であること。
</td></tr>
<tr><td>備品設備</td><td>
◆ 保育用備品、机椅子等の什器類、厨房備品は、既存のものを使用する。
◆ 使用する保育用消耗品（遊具を含む。）、その他の消耗品は受託者が調達する。
◆ パソコン類、絵画、その他受託者が独自の判断で必要とするものは受託者が調達する。
◆ 電動小荷物昇降機、消防設備、受水槽等の設備保守、建物・工作物等の修繕及び光熱水費等の支払等は大田区において行う。
</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>
◆ 「保育所や幼稚園等における虐待防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」その他関係する国の指針等を踏まえ、虐待の未然防止に必要な体制を整備し、従事者への周知及び研修を行うこと。
◆ 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」（令和8年12月25日施行）及び「こども性暴力防止法施行ガイドライン」に基づき、特定性犯罪前科の確認体制、安全確保措置（早期把握・報告・対応ルールの策定、研修の実施、相談窓口の設置等）、及び適正な情報管理措置を構築していること。
◆ 虐待又は児童対象性暴力等が発生した場合、又はその疑いを把握した場合は、児童の安全確保を最優先とし、関係法令等に基づく通報・届出を行うとともに、直ちに区へ報告すること。また、区の調査に協力し、再発防止策を講じること。
</td></tr>
</table>

③ 付帯業務

◆ 緊急一時保育

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児のうち、特に緊急を要する者を所定の期間に限り入所させる事業
利用日	(1) 出産の場合　出産予定日を含んだ1か月以内 (2) 出産以外の場合　利用開始月から翌月の月末までとし、最大2か月間
利用時間	午前8時30分 から 午後5時 まで
利用方法	所定の書類とともに保育サービス課に申し込み
対象児童	次の各号のいずれかに該当する場合で就学前の児童 ⑴ 父母又はその幼児を保育している近親者に死亡、失踪、離別、出産若しくは疾病があるとき、裁判員等選任の呼び出しがあったとき又は裁判員として裁判に関わるとき。 ⑵ 同居の家族の看護、葬儀又は婚儀があるとき。 ⑶ 災害等で緊急を要するとき。 ⑷ その他特別な事情があると緊急一時保育事業の実施者が認めるとき。
利用料	利用児童1人1日につき1,400円
定員	1名　ただし、きょうだい等の場合は2名まで
職員配置	本要項Ⅲ1（3）②職員配置に記載する職員の中で対応する。

◆ 育児応援事業

事業概要	妊産婦及び在宅育児に当たる乳幼児の保護者に対し、保育園での育児体験及び育児相談を実施し、在宅育児への不安を解消することでその養育能力の向上を図り、もって区の子どものよりよい育ちと地域の子育てネットワークの強化に寄与することを目的とする。
利用日	4月及び3月を除く月曜日から金曜日まで
利用時間	午前9時30分　から　午前11時30分　まで
利用方法	希望日の前日までに電話または来園により申し込み
対象者	(1) 妊娠期（母子手帳交付から出産まで）・・・妊婦及び当該胎児の保護者1名 (2) 育児期（出生から満2歳になった後の最初の2月末日まで）・・・当該児童及び保護者
利用料	無料
定員	1日1組　ただし、園の状況により2組程度まで利用できるものとする。
職員配置	通常の保育に支障がないよう、適宜配置すること。

◆休日保育

事業概要	保護者が就労により休日において就学前の児童を家庭で保育できない場合に、大田区内の区立保育園において保育することにより、保護者の子育てと就労を支援し、もって休日に保育の必要性がある乳幼児の福祉の向上を図ることを目的とする。
利用日	(1)日曜日 (2)国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3)その他、こども未来部長が特別に認める場合
利用時間	午前8時30分　から　午後5時30分　まで
利用方法	保育希望日の3週間前までに保育サービス課に申し込み
対象児童	区内の認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所（地域枠）を利用している満1歳以上の児童であって、休日に保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1)日中、居宅外で労働するとき。 (2)日中、居宅内で日常の家事以外の労働をするとき
利用料	無料
定員	1日あたり10名とする。
職員配置	当日の保育に支障がないよう適宜配置することとし、調理員については、食事及びおやつの提供に支障がない人数を配置すること。
備考	令和9年度における本事業の実施予定はありません。令和10年度以降に実施する場合は、前年度8月末までにお伝えします。その場合、通年での実施となります。

◆ 年末保育

事業概要	保護者が年末に就労等の理由で児童を保育することが困難な場合に、保育園において一時的に保育することで、保護者の年末における就労を支援することを目的とする。 保育内容は、通常保育を基本とし、食事及びおやつを提供する。
利用日	12月29日及び12月30日
利用時間	午前7時30分 から 午後6時30分　まで
利用方法	所定の書類とともに保育サービス課に申し込み
対象児童	区内保育所に入所している満４か月から小学校就学前までの集団保育可能な児童であって、年末に保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1)日中、居宅外で労働するとき。 (2)日中、居宅内で日常の家事以外の労働をするとき
利用料	一人あたり3,000円/日（保育料は区が徴収します。）
定員	1日あたり60名程度
職員配置	当日の保育に支障がないよう適宜配置することとし、調理員については、食事及びおやつの提供に支障がない人数を配置すること。
備考	令和9年度における本事業実施予定はない。

※付帯業務の見積もりにあたっては、令和９年度に実施予定のない以下の事業については除いてください。

◆年末保育

◆休日保育

※本件は大田区公契約条例適用案件となります。適用案件は定められた労働報酬下限額以上の賃金を支払う必要があります。今回の見積もりについて確認されたい場合は、暫定的な労働報酬下限額を個別にご案内いたしますので、担当までお問合せください。

Ⅳ　応募手続き

◆　施設見学

受付期間	令和 8 年 11 月 16 日（月）　から　11 月 19 日（木）まで
実施日時	令和 8 年 11 月 22 日（日） 時　間：午前の部　（午前 10 時から午前 11 時までの間の 1 時間程度） 　　午後の部　（午後　1 時から午後 2 時までの間の 1 時間程度）
申込方法	下記ロゴフォームよりお申込みください。 https://logoform.jp/form/8BrJ/1882447 申込フォーム 二次元コード
留意事項	・各社**2 名まで**の参加でお願いいたします。 ・当日の朝は検温をお願いいたします。37.5℃以上の発熱があった場合や、体調不良が見られる場合は、出席をお控えいただくようお願いいたします。

◆　質問

受付期間	令和 8 年 11 月 16 日（月）　から　11 月 20 日（金）まで
申込方法	下記ロゴフォームより送信してください。 https://logoform.jp/form/8BrJ/1882493 質問フォーム 二次元コード

◆　応募

受付期間	令和 8 年 11 月 16 日（月）　から　11 月 27 日（金）まで
申込方法	別紙 2-1 に掲げる書類を 10 部（正本 1 部／副本　9 部）用意し、**持参**すること。 ※提出の際には、事前に電話にて来庁予約を行うこと。 （受付時間：平日　午前 9 時から午後 5 時まで）
応募資格	(1)　法人格を有していること (2)　大田区内において既に認可保育所を運営していること。或いは、法人本社（又は営業所）又は法人本部が、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県にあり、かつ同地区において認可保育所、または幼保連携型認定こども園の**3 年以上**連続した運営実績を有していること。 (3)　直近 3 年以上連続して損失を計上していないこと (4)　直近 2 年間の会計期間中、いずれの年度も債務超過になっていないこと (5)　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと (6)　大田区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱に規定する指名停止要件に該当しないこと (7)　法人税,法人事業税,地方法人特別税,消費税及び地方消費税を完納していること (8)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと (9)　大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に掲げる除外措置要件に該当していないこと (10) 児童福祉法第 59 条第 1 項に基づく報告徴収に虚偽報告等を行ったことがない (11) 児童福祉法第 59 条第 5 項に基づく事業停止等の命令を受けたことがない

◆ その他

(1) 第一次審査通過後には原則として辞退できないものとする。
(2) 申込みをもって、募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。
(3) 提出書類の内容の変更又は追加は、区が必要と認める場合を除き禁ずる。
(4) プロポーザルに必要な費用は応募事業者の負担とする。
(5) 以下の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。
- ◆ 応募資格を満たさなくなった場合
- ◆ 応募書類に虚偽の記載又は記載内容に重大な誤りがあった場合
- ◆ 募集要項に定める手続きを遵守しない場合
- ◆ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ◆ 社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと認められる場合
- ◆ その他不正行為があった場合

Ⅴ　選定方法

選定は、外部の有識者を含む大田区立保育園等運営事業者選定委員会において行い、第一次と第二次の評価点を合計したうえ、総合点の高い順に事業者を選定する。

なお、総合得点が一定基準を越えていることを選定の条件とする。

項目	内容	予定時期
要　件　審　査 （財　務　審　査）	保育事業を行う法人として、継続的に事業を行うことができる経済基盤を有しているかの審査として、直近3か年の決算資料の審査に基づき、3段階評価を行う。 評価が1の応募事業者については欠格とする。	令和8年12月
第　一　次　審　査 （書　類　審　査）	要件審査を通過した応募事業者の提案内容を審査し、評価点の高い3事業者を通過とする。	令和8年12月
保護者向け プレゼンテーション	在園児の保護者を対象にプレゼンテーションを行う。	令和8年12月
第二次審査	実　地　調　査	現在運営している施設の実地調査を行う。 訪問する施設は、応募書類のうち第8号様式「施設調査書」で提出された施設とする。 ※ 当日は、選定委員会の審査書類として、園内の様子の写真撮影を行います。	令和8年12月
	ヒアリング審査	運営提案書に基づくプレゼンテーション及びそれに対するヒアリング審査を行う。	令和8年12月

【提出・問合せ先】
窓　　口：大田区こども未来部保育サービス課管理係
住　　所：〒144-8621
　　東京都大田区蒲田五丁目13番14号
電話番号：０３（５７４４）１２７９
ＦＡＸ：０３（５７４４）１７１５
E-mail：kod-ho@city.ota.tokyo.jp